

夏時刻に関する件 (二、三、七、三〇)

一 問題の要英  
日本政府としては次の四案の中いずれをとるべきかを決定して司令部に回答する必要がある。

- (一) 現行の夏時刻制度(夏時刻法)を廃止するか、
  - (二) 現行の夏時刻制度(夏時刻法)を存続するか、
  - (三) パーマネント・サマタイム(一年を通じて夏時刻を実施する制度)を採用するか、
  - (四) ダブル・サマタイム(一年中夏時刻を実施し、夏季は更に一時間進める制度)を採用するか、
- 二、夏時刻制度と官庁執務時間との調整について  
現行の夏時刻法による場合、官庁執務時間との関係を調整する必要あり、次の四案が考えられる。
- (一) 夏時刻制度、官庁執務時間ともに現行のままとする。

- (二) 官庁の執務時間を現行のままとし、夏時刻の始期を五月の才一(土曜日)午後十二時からとする。
- (三) 官庁の執務開始時刻を三月一日から午前八時に繰上げ、夏時刻は現行法の通りとする。
- (四) 官庁執務時間を冬間を通じて一定する。